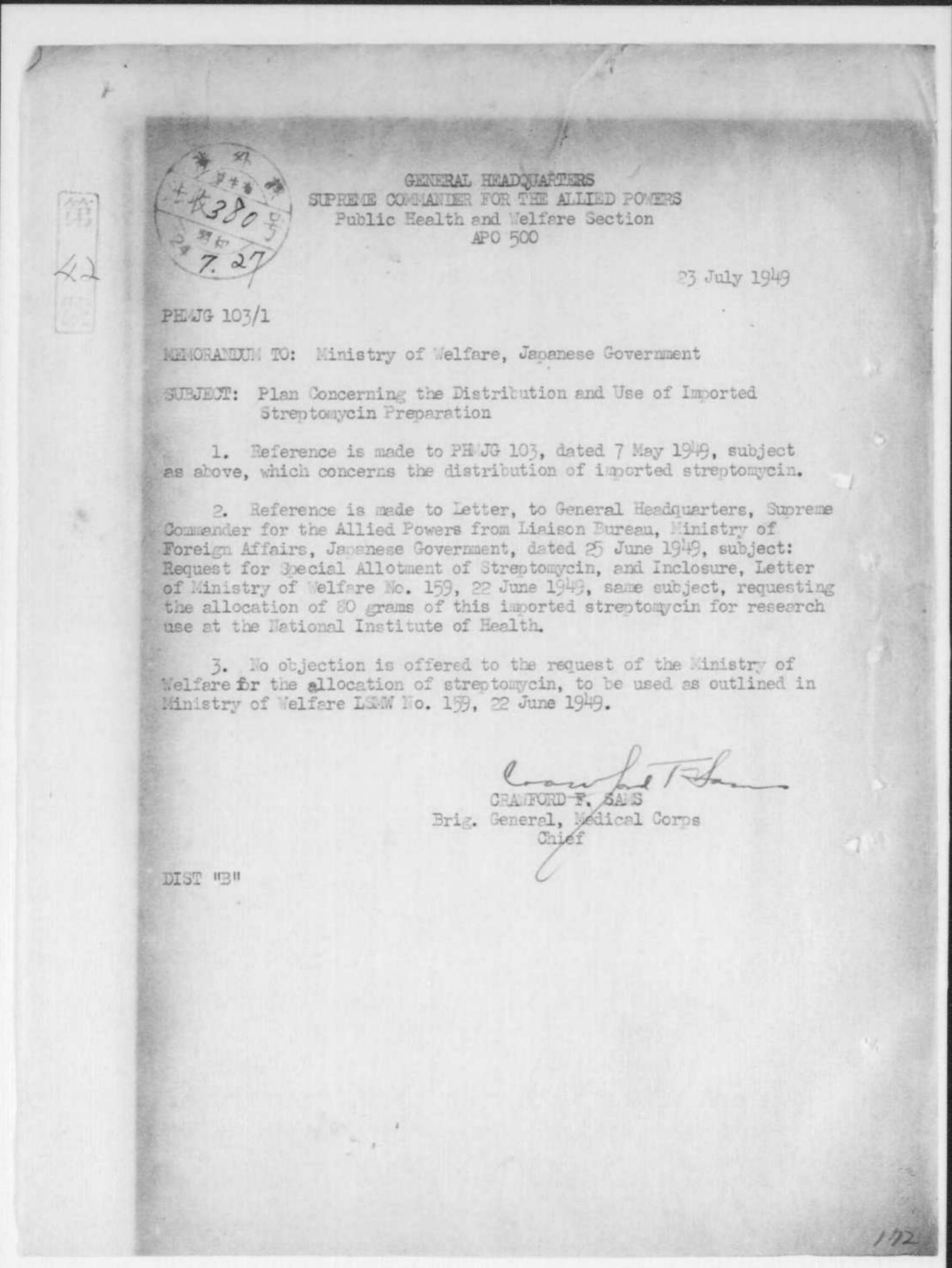


合議局議局課号受送月日				主管課局号欄			
第 号				第 号			
送 月 日	受 月 日			送 月 日	受 月 日		
							
丙							
判決							
案起 昭和零年七月二十八日							
合校							
行施 七月二十八日							
受局付課							
月第							
日号							
へ送る 月 日							
起案用紙(丙)							
年 月 日							
課長							
案							
公衆衛生局長宛							
歩外課長							
輸入ストレプトマイシン製剤 貯貯及び使用計画について							
總司令部公衆衛生福祉局より別紙寫							
厚生省							
の通り七月二十三日付覚書を受領したのでお知 らせいたします。							



裏面白紙

連合軍総司令部 公衆衛生福祉局

APD 五〇

PHMJG-103/1

昭和二十四年七月二十三日

厚生省宛覚書

輸入ストレプトマイシン製剤の配給及び使用計画

について

一 PHMJG-103、昭和二十四年七月七日付「輸入ストレプトマイシン配給について」参照。

二 日本政府外務省連絡局より連合軍総司令部宛書

厚 生 省

簡、昭和二十四年六月二十五日附「ストレプトマイシン特配申請について」及び厚生省發書簡第第一五九号、昭和二十四年六月二十二日付「予防衛生研究所より研究用のため、輸入ストレプトマイシンハセグラム割当申請について」参照。

三 厚生省のストレプトマイシン割当申請即ち昭和二十四年六月二十二日付、同省LSMW第一五九号文面の通り使用するところ異議なし。

公衆衛生福祉局長

軍医部准將

クローラード・エフ・サハズ